

県立体育館条例（昭和42年岩手県条例第23号。以下「条例」という。）第7条第2項の規定により、岩手県営体育館の利用料金を次のとおり承認した。

平成27年3月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 表1に掲げる額（附属の施設又は設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）
- 2 条例第4条の規定による許可を受けた場合にあっては、表3に掲げる額
- 3 1により算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額
- 4 利用料金の適用年月日

平成27年4月1日

表1 施設の利用料金

| 区 分 | | | 普通利用料金 | | | | | | | 特別利用料金 | |
|----------------------------------|------------------------------|----------------------------|-------------------|--------------------|--------------------|-------------------|--------------------|-------------------|---------------------|---------|---|
| | | | 全館貸切使用 | | | | | 区分使用 | 個人使用 | | |
| | | | 8時か ら12時 まで | 12時か ら17時 まで | 17時か ら21時 まで | 8時か ら17時 まで | 12時か ら21時 まで | 8時か ら21時 まで | 1区分1 時間まで ごとに | | 1人4時 間までご とに |
| 入場 料等 を徴 収し ない 場合 | アマチュ アスポー ツに使用 する場合 | 学生及び 生徒 | 円 2,720 | 円 4,270 | 円 5,690 | 円 6,990 | 円 9,960 | 円 12,680 | 円 490 | 円 80 | 休日割増料 日曜日、土曜日 、国民の祝日に関 する法律（昭和23 年法律第178号） に規定する休日、 12月29日から31日 までの日並びに1 月2日及び3日（ 以下「休日」とい う。）に、その他 の催しに使用する 場合においては、 普通利用料金の額 の2割に相当する 額（100円未満の 端数は、切り上げ る。）を別に徴収 する。 |
| | | 一般 | 5,450 | 8,540 | 11,380 | 13,990 | 19,910 | 25,360 | 840 | 90 | |
| | その他の催しに使 用する場合 | 27,240 | 42,650 | 56,900 | 69,890 | 99,550 | 126,790 | 2,480 | | | |
| 入場 料等 を徴 収す る場 合 | アマチュ アスポー ツに使用 する場合 | 学生及び 生徒 | 5,450 | 8,540 | 11,380 | 13,990 | 19,910 | 25,360 | 700 | | |
| | | 一般 | 10,900 | 17,070 | 22,750 | 27,980 | 39,830 | 50,730 | 1,180 | | |
| | その他の催しに使 用する場合 | 興行とし て行うも のでない 場合 | 40,850 | 63,990 | 85,350 | 104,840 | 149,340 | 190,190 | 3,900 | | |
| | | 興行とし て行うも のである 場合 | 81,710 | 127,970 | 170,700 | 209,680 | 298,680 | 380,390 | 7,450 | | |

備考1 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

- 2 全館貸切使用の場合において、使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えるときは、その超える時間1時間につき、8時前及び21時後のときは17時から21時までの、8時から12時までのときは8時から12時までの、12時から17時までのときは12時から17時までの、17時から21時までのときは17時から21時までの区分の利用料金の額の1時間当たりの額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1

時間とし、30分未満は切り捨てる。

- 3 4月1日から翌年3月31日までの間において、毎週1回以上、かつ、3月以上の期間で、休日以外の日の午前8時から午前10時までの間に使用する場合の区分使用に係る利用料金は、その使用に係る利用料金を一括して前納する場合に限り、次の表の左欄に掲げる使用の期間の区分に応じ、表1に掲げる利用料金の額の次の表の右欄に定める割合に相当する額とする。

| | |
|-----------|---------|
| 3月以上6月未満 | 95パーセント |
| 6月以上12月未満 | 85パーセント |
| 12月 | 75パーセント |

表2 附属の施設又は設備の利用料金

| 区 分 | 単 位 | 利用料金 | |
|------------|---|------------------|---------------|
| | | アマチュアスポーツに使用する場合 | その他の催しに使用する場合 |
| 会議室 | 1時間までごとに | 円 230 | 円 530 |
| ステージ | 1時間までごとに | 230 | 700 |
| 選手控室 | 1室1時間までごとに | 180 | 370 |
| 放送設備 | 1式1時間までごとに | 230 | 530 |
| 電光掲示板 | 1式1時間までごとに | 270 | 530 |
| 総合演技台 | 1台1時間までごとに | 1,080 | 2,150 |
| ピアノ | 1台1時間までごとに | 430 | 860 |
| いす（3人用） | 1脚5時間までごとに | 30 | 60 |
| いす（1人用） | 1脚5時間までごとに | 20 | 40 |
| 机 | 1台5時間までごとに | 30 | 60 |
| 体操用具 | 1式1時間までごとに | 870 | 1,750 |
| バスケットボール用具 | 1式1時間までごとに | 130 | 270 |
| バレーボール用具 | 1式1時間までごとに | 30 | 60 |
| テニス用具 | 1式1時間までごとに | 40 | 80 |
| ハンドボール用具 | 1式1時間までごとに | 40 | 80 |
| バドミントン用具 | 1式1時間までごとに | 30 | 60 |
| 卓球用具 | 1式1時間までごとに | 60 | 120 |
| フットサル用具 | 1式1時間までごとに | 40 | 80 |
| トランポリン | 1式1時間までごとに | 130 | 270 |
| レスリングマット | 1式1時間までごとに | 150 | 310 |
| ショートマット | 1枚1時間までごとに | 30 | 60 |
| ロングマット | 1枚1時間までごとに | 40 | 80 |
| シャワー | 1回につき | | 100円 |
| 電気料及び暖房料 | 電気を使用する場合又は暖房を使用する期間においては、実費を基準として知事が定める額 | | |

備考 表1の備考3の規定の適用がある場合におけるその使用に係る附属の設備の利用料金（電気料及び暖房料を除く。）は、同表の備考3の表の左欄に掲げる使用の期間の区分に応じ、表2に掲げる額の表1の備考3の表の右欄に定める割合に相当する額とする。

表3 条例第4条の規定による許可を受けた場合の利用料金

1人1時間までごとに160円